**平成２７年（フ）第２号**
新潟県三条市興野２丁目19番９号　イーストアレイ101
債務者　経澤　　剛
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２６年（フ）第７２２号**
大阪府富田林市錦織南２丁目10番１―105号
債務者　税所　通子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第８６６号**
大阪府高石市加茂３丁目１番18号
債務者　下薗　克巳
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第９２３号**
堺市中区深井中町311番地４　１棟102号
債務者　久保商店こと肉の神戸屋南港店こと
久保　高之
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第６２号**
堺市堺区中之町東３丁１番30号　プレアール堺宿院403号
債務者　奥谷　禎子（旧姓北口）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第７１号**
大阪府松原市高見の里５丁目507番地の１―２―212号
債務者　石田　久美（旧姓湯森）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第８９号**
堺市堺区中安井町１丁４番１―901号
債務者　浅井　敬一
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第４号**
和歌山県日高郡日高町大字阿尾1574番地
債務者　生戸　允人
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２６年（フ）第１２５号**
北海道登別市幌別町４丁目11番地９
債務者　上武　直子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２７年（フ）第１６号**
北海道室蘭市知利別町１丁目43番地
債務者　橋本　征己
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２７年（フ）第１９号**
北海道室蘭市柏木町１番20号
債務者　花岡　俊哉
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２７年（フ）第４８号**
岩手県奥州市水沢区西上野町１番17号　千里荘１号棟、旧住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字中目64番地
債務者　中目　陽子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第５３号**
盛岡市天神町12番29号　フローラバロ102号、旧住所盛岡市東仙北２丁目17番46号　第５仙北ハイツ10号
債務者　吉田　　進
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第２４５号**
茨城県つくばみらい市伊奈東60番地15、前住所茨城県龍ケ崎市佐貫町589番地１　マンハイム佐貫Ａ棟1009号室
債務者　野村沙矢香
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第２５５号**
茨城県つくばみらい市山谷1066番地８
債務者　豊島　春枝
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２７年（フ）第１９号**
茨城県土浦市都和３丁目２番11―36号
債務者　坂田　省吾
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第２５０号**
愛知県一宮市今伊勢町宮後字午新田下筑２番地８
債務者　塩川とよ子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部